

団体信用生命保険普通保険約款

アクサ生命保険株式会社

目 次

この保険の趣旨

1. 総則	(第1条～第7条)
2. 協議内容の決定および変更	(第8条)
3. 当会社の責任開始期	(第9条)
4. 保険料	(第10条～第11条)
5. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効	(第12条～第13条)
6. 保険契約の復活	(第14条)
7. 保険金の支払およびその手続	(第15条～第20条)
8. 保険金を支払わない場合	(第21条～第22条)
9. 保険契約の取消し、無効、解除および解約	(第23条～第30条)
10. 保険契約者の変更	(第31条)
11. 質入・譲渡の禁止	(第32条)
12. 必要事項の報告	(第33条)
13. 保険証券の交付	(第34条)
14. 年齢の計算および誤りの処理	(第35条～第36条)
15. 契約者配当	(第37条)
16. 契約期間	(第38条)
17. 時効	(第39条)
18. 連帯して債務を負う2人以上の者を被保険者とした場合の特則	(第40条)

(この保険の趣旨)

この保険は、信用供与機関である債権者または信用保証機関が債務者および連帯保証人の死亡または所定の高度障害に際し支払われる保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にしない、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とした特殊な団体保険です。

1. 総則

(団体および被保険団体)

第1条 この普通保険約款（以下「約款」といいます。）で「団体」とは、次の各号のいずれかに該当する債務者および連帯保証人の全部または一部の集団で、第8条（協議内容の決定および変更）第1項の協議（以下「協議」といいます。）により定めるものをいいます。

1. 信用供与機関（保険契約者が信用供与機関で構成する事業者団体の場合にはその構成員）に対し賦払償還債務を負う債務者（連帯して債務を負う者を含む。以下同じ。）。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人。
2. 信用保証機関（保険契約者が信用保証機関で構成する事業者団体の場合にはその構成員）の保証により第三者たる信用供与機関に対し賦払償還債務を負う債務者（連帯して債務を負う者を含む。以下同じ。）。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人。
3. 第1号または第2号のいずれか一方の機関が他方の機関を兼ねる場合には、第1号および第2号の債務者。ただし、債務者が法人である場合には、当会社の定める要件を満たした連帯保証人。

- ② この約款で「被保険団体」とは、同一の保険契約に属する被保険者の集団をいいます。

(保険契約者)

第2条 この保険契約の保険契約者は、次の各号のいずれかの機関またはその事業者団体とします。

1. 賦払償還によって債務の弁済を受ける信用供与機関
2. 信用供与機関に対し賦払債務を負っている債務者のその債務について保証している信用保証機関

(被保険者)

第3条 この保険契約の被保険者となる者は、団体の構成員とし、加入の際に健康であることを要します。

(被保険者の追加加入)

第4条 保険契約者は、当会社の承諾を得て、被保険者となる資格を有する団体の構成員を、協議をもって定めたところにより、被保険団体に追加加入させることができます。

(被保険者の脱退)

第5条 保険契約者は、協議をもって定めた事由による場合を除き、被保険者を被保険団体から脱退させることはできません。

- ② 協議をもって定めた事由により被保険者が被保険団体から脱退した場合は、この保険契約のその被保険者についての部分はその脱退の日をもって消滅します。

(保険金受取人)

第6条 この保険契約の保険金受取人は、保険契約者とし、変更することはできません。ただし、協議により保険契約者以外の者を保険金受取人とすることができます。

(告知義務)

第7条 保険契約者または被保険者は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に必要なと認めた場合には、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、当社の指定した医師によって被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、その医師に口頭で告知することを要します。
- ③ 当社は、保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に必要なと認めた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項についての資料の提出を求めることがあります。

2. 協議内容の決定および変更

第8条 次の各号の事項については、保険契約締結の際、保険契約者と当社とが協議のうえ定めます。

1. 団体の範囲に関する事項
 2. 被保険者の加入に関する事項
 3. 被保険者の選択に関する事項
 4. 被保険者の脱退に関する事項
 5. 保険金額の決定基準に関する事項
 6. 被保険者ごとの保険期間に関する事項
 7. 保険料に関する事項
 8. 保険契約者からの通知に関する事項
 9. 付加する特約に関する事項
 10. その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、保険契約締結後においても保険契約者と当会社とが協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
- ③ 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

3. 当会社の責任開始期

第9条 当会社は、保険契約の申込を承諾して第1回保険料または保険料概算額を受け取った時から保険契約上の責任を負います。

- ② 前項による当会社の責任開始の日をこの保険契約の契約日とします。
- ③ 追加加入の被保険者については、その申込を承諾した場合、協議により定めた追加加入日から保険契約上の責任を負います。

4. 保険料

(保険料の計算)

第10条 この保険契約の保険料は、保険金総額に平均保険料率を乗じて計算した額とします。

- ② 平均保険料率は、保険契約締結時（被保険者の人数が当会社の定める数に満たない場合には、当会社の定める数に達した時）に、各被保険者ごとに計算した保険料の合計額を保険金総額で除して求めます。
- ③ 平均保険料率は、毎年契約応当日に、前項の方式により再計算し、その時以降到来する保険料払込期日の保険料の算出に適用します。
- ④ 契約日または毎年契約応当日から、次の契約応当日の前日までの間に、被保険者の人数、保険金額の増減等により、被保険団体に著しい事情の変更があると当会社が認め

たときは、第2項の方式により再計算した平均保険料率を、その時以降到来する保険料払込期日の保険料の算出に適用することがあります。

(平均保険料率によらない場合)

第11条 前条の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、この保険契約の保険料は、各被保険者ごとに計算した保険料の合計額とします。

- ② 被保険者の人数が、保険契約締結時に当社の定める数に満たない場合、または保険契約の継続中に当社の定める数を下回った場合には、当社の定める数に達するまでの期間、この保険契約の保険料は、各被保険者ごとに計算した保険料の合計額とします。

5. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

(保険料の払込)

第12条 保険料は、協議により定めた払込期日までに、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

(猶予期間および保険契約の失効)

第13条 第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。

- ② 前項の猶予期間中に保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は、払込期日にさかのぼって効力を失います。

6. 保険契約の復活

第14条 前条第2項(第2回以後の保険料未払込による失効)の規定によって保険契約が効力を失った場合には、猶予期間満了の日の翌日から1カ月以内であれば、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。

- ② 前項の場合には、当社の定めた復活請求書に被保険者についての告知書を添えて当社に提出してください。ただし、被保険者の告知書については、当社は、その提出の省略を認めることがあります。
- ③ 当社が、保険契約の復活を承諾したときは、延滞保険料を当社の指定した期日までに払い込んでください。
- ④ 第3条(被保険者)、第7条(告知義務)、第9条(当社の責任開始期)第1項、第

23条（詐欺による取消し）、第24条（不法取得目的による無効）および第25条（告知義務違反による解除）の規定は、保険契約復活の場合に準用します。

7. 保険金の支払およびその手続

（死亡保険金の支払）

第15条 当社は、被保険者が、協議により定めたその者についての保険期間中に死亡したときには、所定の死亡保険金を保険金受取人に支払います。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について高度障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

（死亡保険金の請求手続）

第16条 保険契約者は、被保険者の死亡を知った場合には、すみやかに当社に通知してください。

- ② 保険金受取人は、被保険者の死亡を知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して死亡保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2カ月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
 1. 死亡保険金支払請求書
 2. 被保険者についての当社の定めた様式による医師の死亡証明書
 3. 被保険者の死亡事実の記載のある住民票
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

（高度障害保険金の支払）

第17条 当社は、被保険者が、その加入の日または第14条（保険契約の復活）の規定による保険契約の復活時（以下「復活時」といいます。）以後の傷害または疾病により、協議により定めたその者についての保険期間中に別表に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかになったときには、所定の死亡保険金と同額の高度障害保険金を保険金受取人に支払います。この場合、その被保険者の加入の日前または復活時前にすでに生じていた障害状態に、加入の日以後または復活時以後の傷害または疾病（加入の日前または復活時前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。

- ② 前項の規定により高度障害保険金が支払われた場合には、保険契約のその被保険者についての部分は、高度障害状態になった時に消滅します。

(高度障害保険金の請求手続)

第18条 保険契約者は、被保険者が高度障害状態になったことを知ったときは、すみやかに当会社に通知してください。

- ② 保険金受取人は、被保険者が高度障害状態になったことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して高度障害保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2カ月以内に提出できなくてもさしつかえありません。

1. 高度障害保険金支払請求書
2. 当会社の定めた様式による医師の診断書
3. 被保険者の住民票

- ③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(猶予期間中の保険事故および保険料の取扱)

第19条 保険料払込の猶予期間中に、死亡保険金または高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）の支払事由が生じた場合には、当会社は、払込期日が到来している未払込保険料の総額がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、保険金を支払います。

(保険金の支払の時期および場所)

第20条 保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本社で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または高度障害状態に該当する事実の有無
2. 第21条（死亡保険金を支払わない場合）または第22条（高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が生じた原因
3. 第25条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. 第23条（詐欺による取消し）、第24条（不法取得目的による無効）または第26条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第26条第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結もしくは被保険者の追加加入の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

③ 前項の確認を行なうため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

1. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

2. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

④ 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当社は、保険金受取人または保険金請求者に通知をします。

⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑥ 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と団体信用生命保険契約を締結している場合には、他社の保険金の支払の時期および場所に関する規定により保険金の支払を行なうことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

8. 保険金を支払わない場合

(死亡保険金を支払わない場合)

第21条 死亡保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じたときには、当社は、死亡保険金を支払いません。

1. 自殺。ただし、その者がその加入の日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金を支払います。
2. 保険契約者の故意
3. 死亡保険金の受取人の故意。ただし、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金の受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、死亡保険金を支払ひまたは死亡保険金を削減して支払うことがあります。

(高度障害保険金を支払わない場合)

第22条 高度障害保険金の支払事由が次の各号のいずれかによって生じたときには、当社は、高度障害保険金を支払いません。

1. 被保険者の故意
2. 保険契約者の故意
3. 高度障害保険金の受取人の故意。ただし、その高度障害保険金の受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金の受取人に支払います。
4. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により高度障害状態になった被保険者の数の増加の程度に応じ、高度障害保険金を支払ひまたは高度障害保険金を削減して支払うことがあります。

9. 保険契約の取消し、無効、解除および解約

(詐欺による取消し)

第23条 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結または被保険者を追加加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第24条 この保険契約の締結または被保険者の追加加入の際に、保険契約者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第25条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができるものとします。

② 被保険者が、故意または重大な過失によって、第7条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができるものとします。

③ 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。

④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、保険金を支払います。

⑤ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。

1. この保険契約の締結またはその被保険者の追加加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

2. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が第7条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、第7条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が第7条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑦ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。

1. 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき
2. 保険契約が契約日（追加加入の被保険者については、その追加加入日）から起算して2年を超えて継続したとき

（重大事由による解除）

第26条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者または死亡保険金の受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
3. この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
4. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）から（オ）のいずれかに該当する場合

（ア） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

（ウ） 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

（エ） 反社会的勢力により保険契約者もしくは保険金受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

（オ） その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. 前4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した

保険金の支払事由については、保険金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金受取人のみであり、かつ、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。

（その他の解除）

第27条 当社は、被保険者の人数が保険契約締結後一定期間内に、当社の定める数に満たない場合または保険契約の継続中に当社の定める数を下回りその直後に到来する毎年の契約応当日までに補充できない場合として、契約申込書等の保険契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向けてこの保険契約を解除することができるものとします。

（解除の通知）

第28条 前3条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。

（解約）

第29条 保険契約者は、いつでも保険契約を将来に向けて解約することができます。

（返戻金）

第30条 この保険契約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。

10. 保険契約者の変更

第31条 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾をえて、保険契約上の権利義務を第三者に承継させることができます。

11. 質入・譲渡の禁止

第32条 保険契約者および保険金受取人は、この保険の趣旨に反しないと当社が認めた場合で被保険者の同意を得たときを除き、この保険契約に関する権利を質入または譲渡することはできません。

12. 必要事項の報告

第33条 保険契約者は、当会社に対し、賦払債務償還の状態、脱退した被保険者の氏名、脱退の年月日その他保険契約上必要な事項で協議により定めた事項を通知することを要します。

- ② 保険契約者は、前項以外についても、保険契約上特に必要な事項について当会社が照会した場合またはそれに関する帳簿その他の閲覧を請求した場合には、報告し、または閲覧に応ずることを要します。

13. 保険証券の交付

第34条 当会社は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。

1. 当会社名
 2. 保険契約者の氏名または名称
 3. この保険契約および付加する特約の種類
 4. 保険金額
 5. 保険料およびその払込方法
 6. 契約日
 7. 保険証券を作成した年月日
- ② 前項の保険証券には、当会社が記名押印します。ただし、当会社の代表者により委任された者による記名押印に代えることがあります。
- ③ この保険契約の契約期間が延長されたときまたはこの保険契約が復活されたときは、新たな保険証券を交付しません。

14. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

第35条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月を超えるものは1年とします。

(年齢の誤りの処理)

第36条 被保険者申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、加入の当時およ

びその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の取り扱う年齢の範囲外であったときには、当会社は、保険契約のその被保険者についての部分を取り消すことができます。この場合、その者についてすでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻し、かつ、この保険契約の保険料を訂正するものとし、その他のときには、当会社の定めた方法で処理するものとします。

15. 契約者配当

第37条 当会社は、毎事業年度末において、当会社の定めるところによって積み立てた契約者配当準備金の中から、この保険種類に属する部分を計算し、次の契約応当日に、その前日に有効で、かつ、その前日までの保険料が払い込まれた保険契約に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金を保険契約者に支払います。

16. 契約期間

第38条 この保険契約の契約期間は契約日から1年とします。

- ② 当会社は、契約期間満了日の翌日にこの保険契約の被保険者の数が当会社の定める数を下回らないときは、契約期間をその満了の翌日から1年延長し、第10条（保険料の計算）第3項に基づき平均保険料率を再計算します。
- ③ 前項の規定は、契約期間が延長された場合にも適用します。
- ④ 保険契約者は、契約期間満了日までに契約期間を延長しない旨を当会社に通知することにより、この保険契約の契約期間を満了とすることができます。

17. 時効

第39条 保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

18. 連帯して債務を負う2人以上の者を被保険者とした場合の特則

第40条 第1条（団体および被保険団体）に定めるところにより、被保険団体に同一債務に対して連帯して債務を負う2人以上の者を被保険者として含め、いずれか1人が死亡し、または高度障害状態になったときに保険金支払事由が生じるものとして取り扱うこ

とができます。この場合、当該被保険者（以下当該被保険者を「連生被保険者」といいます。）について次の各号の規定により取り扱います。

1. 第10条（保険料の計算）および第11条（平均保険料率によらない場合）中において「各被保険者ごとに計算」とあるのは「各連生被保険者ごとに計算」と読み替えて適用します。
2. 連生被保険者について支払われる保険金は、保険金支払事由が生じた時点での未償還債務残高相当額を上限とします。
3. 連生被保険者のうちいずれかの被保険者の故意により、他の被保険者の保険金支払事由が生じた場合には、当社は保険金を支払いません。

<別表>

高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しく障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

付則（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する取扱（団体信用生命保険））

団体信用生命保険普通保険約款第36条（年齢の誤りの処理）に規定する年齢の誤りの処理について、その誤った申込に対する承諾が民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行日前に行なわれていた場合には、同条の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（年齢の誤りの処理）

第36条 被保険者申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、加入の当時およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の取り扱う年齢の範囲外であったときには、保険契約のその被保険者についての部分は無効として、その者についてすでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻し、かつ、この保険契約の保険料を訂正するものとし、その他のときには、当会社の定めた方法で処理するものとします。」

